② 構成員の技術的要件
イ 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。
ロ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
ハ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③ 出資比率　各構成員の出資比率は20%以上とする。
④ 代表者要件　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であってかつ、出資比率が最大であること。
⑤ 経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として、申請することはできない。

⑯ 認定資格の有効期限　認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る当初工事の契約が締結される日までとする。

⑰ その他
① 共同企業体の名称は、「○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
② 共同企業体の構成員については、上記⑮②に該当する工事経歴書を添付すること。

⑱ 低入札業者の入札への参加資格等　当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、平成24年４月１日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む）においては、次の条件を満足していること。
① 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。
② 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑲ 調査基準価格を下回った価格により落札した場合は、品質管理を行う監理技術者を補佐する専任の技術者１名以上を追加配置すること。なお、追加配置技術者は、監理技術者資格者証を有する者とする。（共同企業体の場合は、どちらかの構成員から１名以上配置すること。）なお、追加配置する専任の技術者名等については、低入札価格調査時に資格要件等の確認が出来る書類を添付して報告すること。

３　総合評価に関する事項
⑴ 入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記⑵によって得られる「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑵ 総合評価の方法　評価値は、技術評価点と施工体制等評価点の合計を入札価格で除した数値とし、技術評価点の加算点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の加算点の最高点数は50点、施工体制等評価点の最高点数は30点とする。
　評価値＝（技術評価点＋施工体制等評価点）／入札価格
　技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（最大50点）
⑶ 技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。
① 企業の施工実績
② 配置予定技術者の施工実績
③ 技術提案
④ 施工体制等
　評価項目の詳細は入札説明書による。
⑷ 失格要件　「技術提案」が未提出、或いは白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、技術提案の内容に著しい不備などがあり、安全性、確実性、経済性等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。
⑸ 評価内容の担保
① 落札者の提示した技術提案は、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、請負者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。
② 施工計画の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。
③ 受注者の責により入札時の技術提案の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目ごとに点数を減ずるものとする。

４　枠組み協定型一括入札方式に関する事項
⑴ 入札参加者は、１に示す各工事（以下「個別工事」という）に見積った金額の合計額をもって入札するものとする。
⑵ 落札者は、当機構と個別工事の契約に関する事項等を定めた協定書を締結しなければならない。
⑶ 個別工事の契約金額（税抜き）は、予定価格書における入札書比較価格及びその内訳（個別工事の価格）を基に算出した「予定価格における個別工事の構成比（内訳額／予定価格）」を落札者の入札額に乗じた額（十円単位を四捨五入）をもって機構が定めるものとする。
⑷ 契約予定工事の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。
⑸ １に示す契約予定工事の契約締結時期や工期の変更を行う可能性がある。

５　入札手続等
⑴ 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法　設計図面及び現場説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、当機構ホームページに掲載する入札公示に添付のＦＡＸ専用の申込書を以下の期間に送付し、申込むこと。ＦＡＸ受領後、当本部コピーセンター受託業者である㈱ブループホップより、ＦＡＸ受領日（午前締め）の翌日より３営業日後までに到着するように発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。なお、交付資料についてはＣＤデータ化し、無償とする。ただし、送料については、料金着払にて発送するので宅配業者に支払うこと。
【ＦＡＸ受付期間及びＦＡＸ番号】
　平成26年10月15日（水）から平成26年11月21日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時まで。　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札チーム　送付先　ＦＡＸ03―5323―4785　問合先　ＴＥＬ03―5323―2425
⑵ 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所
① 申請書の提出方法、期間及び場所
ⅰ）提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、②の資料とともに郵送すること。
ⅱ）提出期間　平成26年10月15日（水）から平成26年11月21日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時まで。
※ただし、特定ＪＶとして提出する場合、２⑭②にある「特定ＪＶ登録申請書等」のデータが登録された後に提出可能となる。
ⅲ）提出場所　上記５⑴に同じ。ただし、郵送の場合は下記とする。
　〒305―0032 茨城県つくば市竹園１―２―１　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　茨城業務部宅地整備チーム　電話029―852―2074
② 資料の提出方法、期間及び場所
ⅰ）提出方法　電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合及びファイル容量が２ＭＢを超える場合は、郵便書留等の配達の記録が残るものにより郵送するものとする。
ⅱ）提出期間　上記５⑵①ⅱ）に同じ。郵送の場合、提出期間最終日午後４時必着とする。
ⅲ）提出場所　上記５⑵①ⅲ）に同じ。